

第2次やまなし食の安全・安心行動計画

(平成19年4月～平成24年3月)



山梨県

目 次

ページ

1	趣 旨	1
2	基本的な考え方と推進方向	2
3	行動計画の期間と進行管理	3
4	取り組みの体系	4
5	行動計画	1 2
	(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保	1 2
	ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保	1 2
	(ア) 農産物（林産物を含む）の安全性の確保	1 3
	(イ) 畜産物の安全性の確保	1 5
	(ウ) 水産物の安全性の確保	1 7
	(エ) 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組み	1 7
	イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保	1 9
	(ア) 食品製造施設等における安全性の確保	1 9
	(イ) 給食施設における安全性の確保	2 1
	(ウ) 食肉処理段階における安全性の確保	2 2
	(エ) HACCPシステムの推進	2 3
	ウ 流通・販売段階における安全性の確保	2 4
	(ア) 販売店等における安全性の確保	2 4
	エ 消費段階における安全性の確保	2 6
	(ア) 家庭等における安全性の確保	2 6
	オ 輸入食品の監視・検査	2 7
	(ア) 輸入食品の監視・検査	2 8
	カ 調査研究の推進	2 9
	(ア) 食品衛生確保のための調査研究	2 9
	(イ) 安全な農畜水産物生産を目指した調査研究	3 0
	(ウ) トレーサビリティシステム確立のための調査研究	3 1
	(2) 食品に関する正確な情報の提供	3 2
	ア 適正な食品表示の徹底	3 2
	(ア) 関係法令に基づく食品表示の監視指導	3 2
	(イ) 県民参加の食品表示監視	3 4
	(ウ) 消費者にやさしくわかりやすい表示の推進	3 5
	イ トレーサビリティシステムの整備	3 7

(ア) 農産物トレーサビリティシステムの推進	37
(イ) 畜産物トレーサビリティシステムの推進	38
ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供	40
(ア) 情報の収集	40
(イ) 情報の提供	42
エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応	43
(ア) 相談の受付・苦情への対応	43
オ 食の安全・安心についての普及・啓発	45
(ア) 普及・啓発	45
(3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立	47
ア 消費者、生産者、事業者との交流促進	47
(ア) 関係者の交流促進	47
イ 地産地消の推進	48
(ア) 地産地消県民運動の推進	48
(イ) 学校給食等における地元の農林畜水産物の活用	50
ウ 食育の推進	51
(ア) 学校・保育所等における食育の推進	51
(イ) 家庭・地域における食育の推進	53
(4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備	55
ア 山梨県食の安全・食育推進本部	55
(ア) 山梨県の推進体制	55
イ 情報・意見交換の充実	56
(ア) 情報・意見交換の充実	56
ウ 国や市町村、関係機関との連携	58
(ア) 国との連携	58
(イ) 都道府県との連携	59
(ウ) 市町村との連携	60
エ NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	61
(ア) NPO等との協働	61
6 行動計画の主な目標	62
参考資料	
用語の解説	69
「食に関するアンケート調査」結果	80

1 趣 旨

県では、平成15年9月に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定するとともに、平成16年3月に消費者、生産者、事業者及び行政が連携し、計画的かつ効果的に食の安全・安心対策を進めていくために、具体的な取り組み内容や手順、関係者の役割などを明らかにした「やまなし食の安全・安心行動計画」を策定し、平成16年度から18年度までの3年間を計画期間として取り組みを実施してきました。

今回、この3年間に取り組まれた実績を踏まえるとともに、食品衛生法の改正により導入されたポジティブリスト制度への対応、消費者基本法（旧消費者保護基本法）及び山梨県消費生活条例（旧山梨県消費生活の保護に関する条例）の施行による消費者への情報提供の充実及び食育基本法の施行、食育推進基本計画の策定による食育推進に向けた新たな取り組みへの対応などを反映して「第2次やまなし食の安全・安心行動計画」を策定しました。

今後も、この行動計画に沿って、常に消費者の視点に立ち、新たな課題やニーズにも対応しながら、食品の安全性を確保し、安心できる食生活の実現を図っていくことといたします。

2 基本的な考え方と推進方向

行動計画においては、「やまなし食の安全・安心基本方針」に則り、5つの基本的な考え方のもと、3つの推進方向とこれらを推進するための体制整備に沿って事業の展開を行い、行政、生産者、事業者、消費者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら、食の安全・安心確保の取り組みを進めていくこととします。

5つの基本的な考え方

- 消費者の視点に立った施策の展開
- 消費者への正確な情報の提供
- 生産者、事業者による食品安全性の確保
- 消費者、生産者、事業者相互の信頼関係の確立
- 消費者、生産者、事業者、行政の協働

3つの推進方向とこれらを推進するための体制整備

- (1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
- (2) 食品に関する正確な情報の提供
- (3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立
- (4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

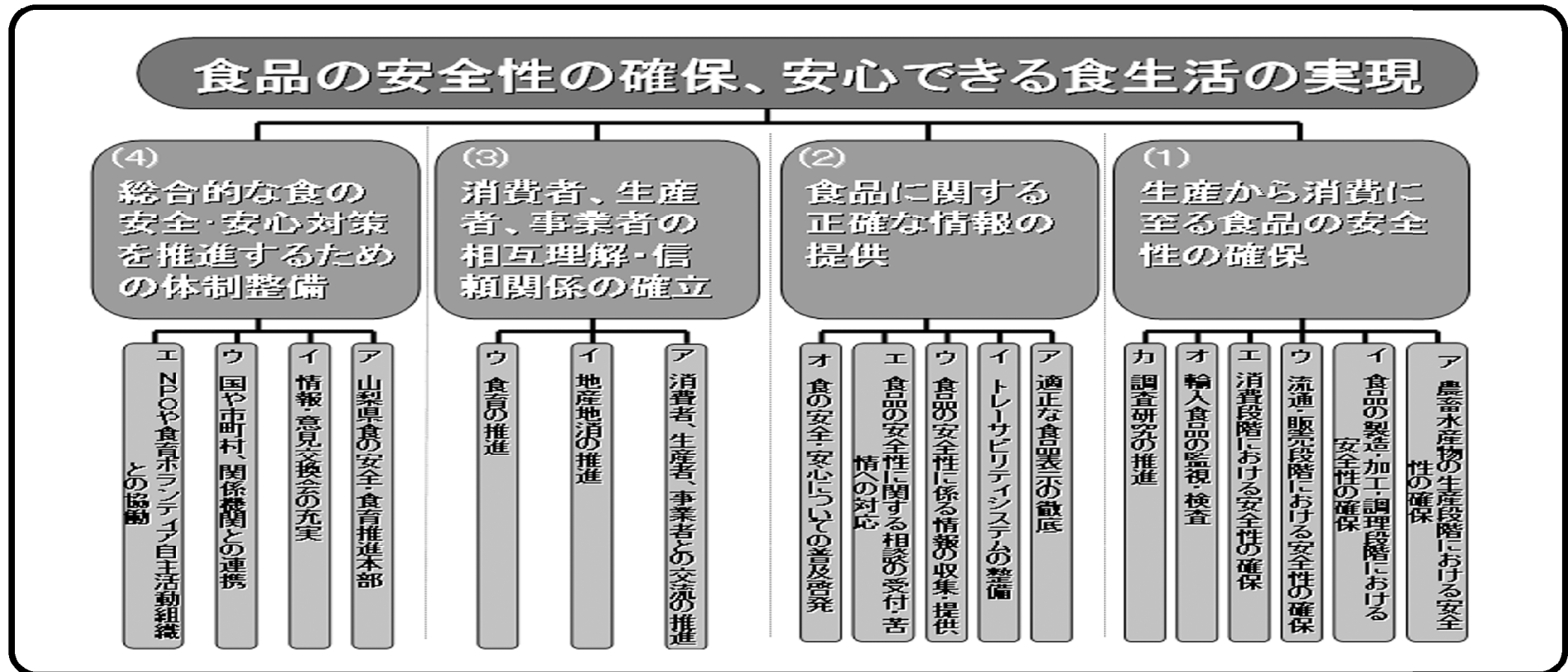


3 行動計画の期間と進行管理

この行動計画は、平成19年度から取り組みを開始し、5年間に展開する取り組みについて記載しています。

取り組みの実施状況及び進捗状況などの進行管理は「山梨県食の安全・食育推進本部」において行います。また、行動計画の推進に当たっては「山梨県食品安全会議」の意見・提言を反映していきます。

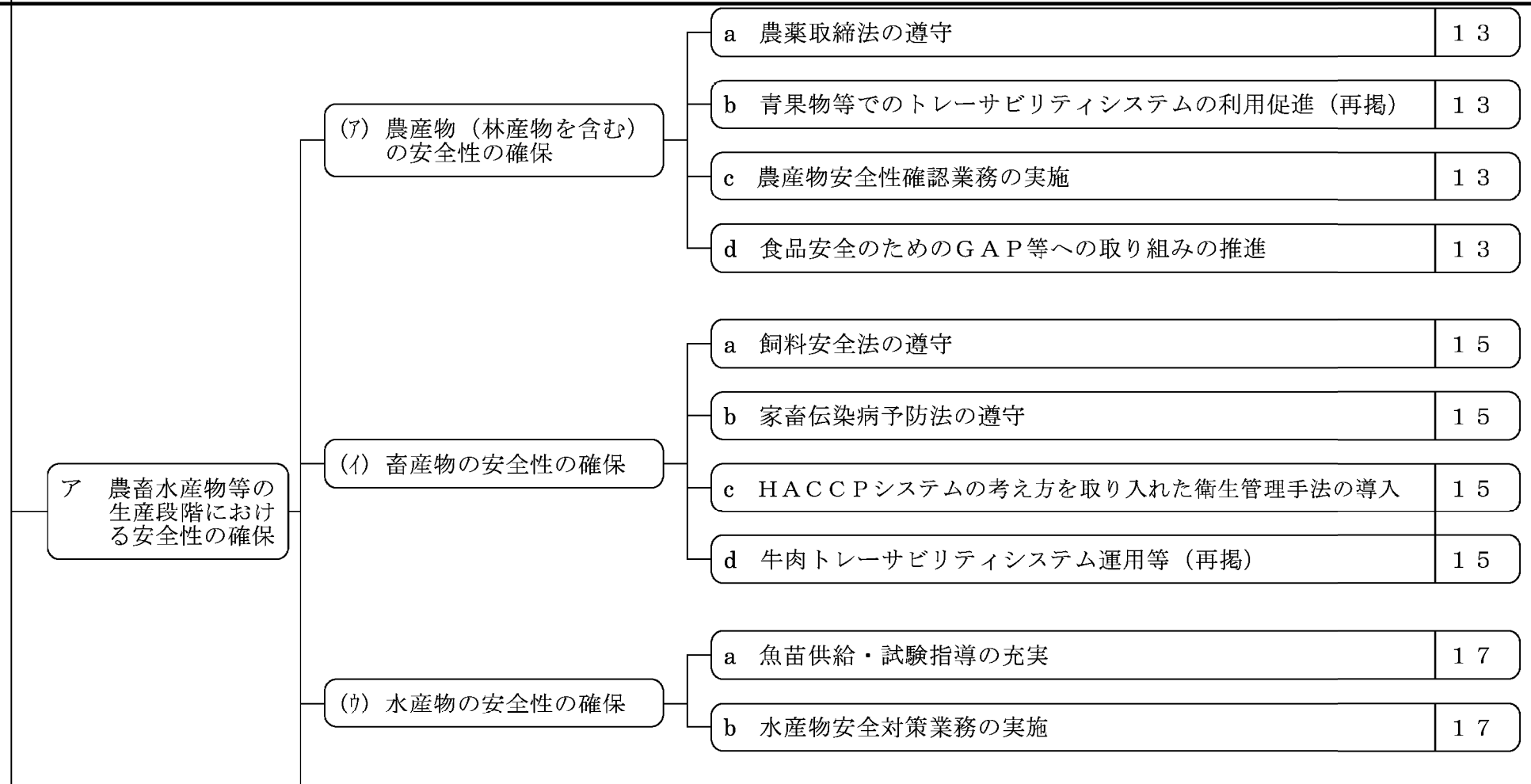
なお、行動計画の期間中、社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うなど、的確な対応を図っていきます。



4 取り組みの体系

3つの推進方向とこれらを推進するための体制整備に沿って、消費者の視点に立ち、次の体系により総合的、計画的な取り組みを進めていきます。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保



	(エ) 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組み	a 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進	17	
		b 環境保全型農業の産地化支援	18	
イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保	(7) 食品製造施設等における安全性の確保	a 食品衛生法の遵守	19	
		b 食中毒防止対策	19	
		c 資金の貸付	19	
	(1) 給食施設における安全性の確保	a 特定給食施設等に対する監視・指導の実施	21	
		b 学校給食における安全性の確保	21	
	(ウ) 食肉処理段階における安全性の確保	a と畜及び食鳥検査	22	
		b TSE検査の実施	22	
	(エ) HACCPシステムの推進	a HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及	23	
	ウ 流通・販売段階における安全性の確保	(7) 販売店等における安全性の確保	a 食品衛生法の遵守	24
			b 農畜水産物の残留有害物質の検査	24
c HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及			24	

		d 資金の貸付（再掲）	24
エ 消費段階における安全性の確保	(ア) 家庭等における安全性の確保	a 県民への食品衛生知識の普及	26
		b きのこと鑑定会の実施	26
オ 輸入食品の監視・検査	(ア) 輸入食品の監視・検査	a 輸入食品の監視指導及び収去検査	28
		b 国への働きかけ	28
カ 調査研究の推進	(ア) 食品衛生確保のための調査研究	a 検査機関の業務管理（GLP）の充実と効率的な検査の研究	29
		(イ) 安全な農林畜水産物生産を目指した調査研究	
	a 畜産物生産のための調査研究の推進	30	
	b 魚苗供給・試験指導の充実	30	
	c 特用林産物の栽培技術に関する研究	30	
	d 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進（再掲）	30	
	(ウ) トレーサビリティシステム確立のための調査研究	a 牛肉トレーサビリティシステムの着実な実行	31
		b 青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進（再掲）	31

(2) 食品に関する正確な情報の提供

ア 適正な食品表示の徹底	(ア) 関係法令に基づく食品表示の監視指導	a 食品衛生法に基づく食品表示の指導	3 2
		b J A S 法に基づく食品表示の指導	3 2
		c 景品表示法に基づく食品表示の指導	3 2
		d 健康増進法に基づく食品表示の指導	3 2
		e 食品表示合同調査の実施	3 3
		f 新たなニーズに対応した特色ある J A S 規格の普及・啓発	3 3
	(イ) 県民参加の食品表示監視	a 食品表示ウォッチャーの設置	3 4
		b 食品表示 1 1 0 番等の設置・運営	3 4
	(ウ) 消費者にやさしくわかりやすい表示の推進	a 消費者にやさしくわかりやすい表示のあり方の検討	3 5
イ トレーサビリティシステムの整備	(ア) 農産物トレーサビリティシステムの推進	a 青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進	3 7
		b 食品(牛肉以外)のトレーサビリティシステムの普及促進	3 7
	(イ) 畜産物トレーサビリティシステムの推進	a 牛肉トレーサビリティシステム運用等	3 8
		b 食品(牛肉以外)のトレーサビリティシステムの普及促進	3 8

ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供	(ア) 情報の収集	a 情報の収集・蓄積・内容分析	4 0
		b 食料品消費モニターの設置	4 0
		c 食品安全110番等の設置・運営（再掲）	4 0
	(イ) 情報の提供	a 消費者等への情報提供	4 2
		b 食品衛生監視指導計画の公表	4 2
	エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応	(ア) 相談の受付・苦情への対応	a 食品安全110番の設置・運営
b 消費生活相談員の活用促進			4 3
c 食品の安全性に関する相談の受付			4 3
d 消費者の部屋の設置・運営			4 3
オ 食の安全・安心についての普及・啓発	(ア) 普及・啓発	a イベント等の開催	4 5
		b 研修会等の開催	4 5
		c 啓発資料の作成、情報提供の充実	4 5

(3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立

ア 消費者、生産者、事業者との交流促進	(ア) 関係者の交流促進	a 生産・製造現場の見学会・交流会の開催	47
		b 生産者と消費者の交流の促進	47
イ 地産地消の推進	(ア) 地産地消県民運動の推進	a 地元農林畜水産物の地産地消の推進	48
		b 生産者と消費者の交流の場の整備促進	48
		c 特用林産需要拡大等の推進	48
		d 地産地消PR活動の展開	48
		e NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働（再掲）	49
	(イ) 学校給食等における地元の農林畜水産物の活用	a 学校給食等における地元の農林畜水産物の活用	50
ウ 食育の推進	(ア) 学校・保育所等における食育の推進	a 研修会等の開催	51
		b 学校における食育の推進	51
		c 保育所、幼稚園等における食育の推進	51
		d 農業体験学習等の推進	51
		e 食育講座等の実施	52

(イ) 家庭・地域における食育の推進	a 食育教室、栄養相談等の実施	5 3
	b 食育指導者の資質の向上と食育活動の推進	5 3
	c 幼児期における栄養指導の推進	5 3
	d 県民運動としての食育の推進	5 3
	e 農業体験学習等の推進（再掲）	5 3
	f 食育講座等の実施	5 3

(4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

ア 山梨県食の安全・食育推進本部	(ア) 山梨県の推進体制	a 山梨県食の安全・食育推進本部の運営	5 5
		b 山梨県食の安全・食育推進本部幹事会の運営	5 5
		c 山梨県食品安全推進連絡会議の運営	5 5
イ 情報・意見交換の充実	(イ) 情報・意見交換の充実	a 山梨県食品安全会議の運営	5 6
		b 食の安全・食育実践活動の推進	5 6
		c リスクコミュニケーションの推進	5 6
ウ 国や市町村、関係機関との連携	(ウ) 国との連携	a 国との連携、情報・意見交換、働きかけ	5 8
	(イ) 都道府県との連携	a 都道府県との連携、情報・意見交換	5 9
	(ウ) 市町村との連携	a 市町村との連携、情報・意見交換	6 0
エ NPOや食育ボランティア自主活動組織との協働	(ア) NPO等との協働	a NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	6 1